

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第二号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四議案第三号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本安示については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長 石川慶一郎君。

（総務委員長 石川慶一郎君）

○総務委員長（石川慶一郎君） 御指名をいただきましたので議案、

第三号中当委員会の所管分について、審査の概要について御報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

今回の補正は歳入において、勸奨退職された職員五名分の給与改定に伴う必要経費を退職手当特別負担金準備基金から百二十四万二千円を繰り入れようとするもの、また歳出における当委員会所管分については、そのほとんどが期末手当の不足分あるいは給与改定に伴う人件費増減たるものでありまして、一月二十一日の委員会においては、前回の議案第一号との関連があり、一時保留という形になったことから、本補正予算も同様の扱いにすべしと委員長からの意見も出され、全員異議なく、さよう決定いたしました次第でございます。

引き続きまして、一月二十五日午前九時から再度委員会を開催し、質疑が行われたわけでありますが、委員より議会費中の期末手

当の内容について質問があり、これに對しまして九月において補正をしたのは、当初予算において六月分として一四か月を計上し、決定をしたのが一七五か月となり、その不足分の、三九か月分について補正をし、今回は当初予算において一九か月分を計上しており、十二月分として決定をしたのが二、三五か月分、したがってその不足分の、四五か月分を今回補正したわけである。

このような答弁があり、若干意見があつた後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、当委員会所管分については原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

議長（末次性男君） 次に建設委員長 高水惣八君。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますので、議案第三

号中当委員会に付託されました総務費中、統計調査費、労働費、農林水産業費、商工費、住宅費を除く土木費につきまして審査の概要を報告させていただきます。なお、本案につきましては、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案、審査報告書）別添参照

今回の補正は、そのほとんどが人事異動に伴う補正及び給与改定、期末手当の補正等、人件費関係であります。

事業としては、土木費中の交通安全施設費において陸橋の四月八日開通に伴い、田園十八号線等の道路について交通安全上の見地から外側線等を整備するよう警察署からの強い要請があったに伴い、予算計上したものであるという説明がありました後、質疑に入りました。

委員から、外側線等を引く上で、単価について質疑があり、これに對し理事者から、一メートル当たりの単価は外側線が三百二十

二十四、文字や記号が四百三十四、白線の消却が三百四十七で
あるとの答弁がありました後に採決いたしましたところ、全員異議
なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御確走く
ださいますようお願い申し上げまして審査報告といたします。

○議長（末次性男君） 次に厚生委員長指田保雄君。

（厚生委員長 指田保雄君登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名でございますので、議案第三
号中の当委員会所管分の報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の内容
については朗読を省略させていただきます、本案に対する審査概要
につきましては簡単に報告をいたします。

（議案審査報告書）別添参照

今回の一般会計補正予算（第五号）中当委員会に付託
された分の内容は、歳出におけるところの総務費中の戸籍

住民台帳費において百七十八万一千円の増額補正。氏名費におい
て一千三十八万四千円の増額補正。衛生費において三百六十二万
三千円の増額補正ということでありまして、これはすべて今回の職
員の給与条例改正に伴う人件費関係の増額補正である旨
の各担当課長から説明を受け、これに対し委員から、最近の
マスコミ等において、地方公務員に対する給与関係でいろい
ろ取りざたされており、国からも給与実態の公表が義務づけ
られていることを聞き及んでいる。

またこの予算内容は給与条例との関係もあり、さらにこの引
き上げ率を国や都に比較し、若干低率に抑えたということである
が内容的に見れば、一概には断言できないと思われる。

また日本の経済も低成長時代と言われる現今であり、これら
の点を理事者も十分考慮願いたいという趣旨の意見があり、
あるいはまた、各地で給与問題が出ているが、当市の場合国や
都のアップ率等を考え、実質五・七％にとどめたことからして、

本案は可決してしかるべきだと思ふ。しかし過去の悪例等もあると思ふので、将来的に考え、理事者側も改善のための努力を願いたいという趣旨の意見も出され、当委員会に付託された部分をお諮りしたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

ようしく御審議を賜り、当委員会報告のとおり御確定くださいますようお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

「一、より各委員長報告に対する質疑を行います。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第三号については、各委

員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三号は各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第五、議案第四号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四号につきまして審査報告を申し上げます。

なお本案もお手元に御配付されております審査報告書目の朗読は省略させていただきます。審査の概要につきまして簡単に

に御報告を申し上げます。

(議安ホ審査報告書)別添参照

今回の補正は、職員の給与改定等に伴う人件費関係が主たるものでありまして、その必要経費八十七万七千円は予備費をもつて充当しようとするものであるとの説明があり、委員から国保関係の職員八名分で八十七万七千円の補正だが、しかし一般会計における議会費においては、同じ八名分で二百七十八万九千円という差があるのはどういふことなのか。

これに対し、国保においては職員の異動があり、年齢の低い職員が配置されたために差が生じたものであるとの説明がなされ、その後本案についてお諮りしたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ようしく御審議を賜り、当委員会の報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(末次性男君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議安第四号については委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議安第四号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長(末次性男君) 日程第六議安第五号昭和五十六年度福生市都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名でございませうので、議案第五号につきまして、審査の概要を報告させていただきます。

なお、本字につきましても、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は歳出のみでありまして、都市計画課の開発担当職員四名分の給与改定や期末手当分の人件費が主でありまして、その補正額八万六千円を予備費から充当している。また債務負担行為の補正については、従来の事業期間の四十九年度から五十六年度を一年間延長した五十七年度までの、限度額を十三億三千八百万円から十五億二百万円としようとするものであるという説明があり、採決いたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

ようしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御確定くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五号は委員会報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 以上より十二時まで休憩いたします。

午前十時五十一分 休憩

午前十二時 四分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第六号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますので、議案第六号につきまして、審査の概要を報告させていただきます。なお、本案につきましては、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

今回の補正は歳出のみでありまして、下水道課職員十七

名分の給与改定等や人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。この補正額二百六十七万六千円を予備費から充当していくものであるとの説明があり、採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御確定くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが御報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号については、委員

会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案、第七号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名でございますので、議案第七号について、審査の概要を報告させていただきます。

なお、本案につきましても、お手元に御配付の審査報告書の朗読については省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は歳入の受託水道事業収入、歳出の受託水道事業費の補正であります。

これらは、ともに職員の人事異動に伴う減額及びベースアップ等による増額で、すべて人件費関係の補正で、歳入歳出ともに二百八十八万一千円を補正し、総額で五千七百四十七万九千円としようとするものであるとの説明があり、採決の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり、御確定くださいますようお願いいたします。まことに簡単ではございますが、審査報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第七号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よて議案第七号は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもち、昭和五十七年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十一時九分閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 末次性男

議員 指田保雄

議員 小林菊三

議員 奥井茂次

議長（末次性男君）以上で質疑も終わります。
 お諮りいたします。
 本日の議題となっております議案第百二十七号（下水道使用料条例の一部を改正する）について、委員報告とあり可決することに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって議案第百二十七号は委員会報告とあり可決いたしました。
 議長（末次性男君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
 会議を閉じます。
 本日もつて昭和五十七年一月二十一日（第四回福生市議会定例会）を開いたります。
 午前十一時九分（開会式）開会

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第百二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する

条例

- 二 委員会付託月日 昭和五十六年十二月二十二日（第四回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十七年一月二十一日 午後二時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年一月二十一日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末次性男 殿